

外来感染対策向上加算等のお知らせ

当院では、新型コロナウイルスなどの新興感染症対策のため感染症対策を講じたうえで診療を行っております。

この度、健康保険法の診療報酬算定に基づき診療料が変更となります。

1. 新型コロナウイルスなどの新興感染症対策のため感染症対策のため「外来感染対策向上加算」が新設（患者様お一人につき月1回6点）

【令和4年4月1日より算定】

- ① 専任の院内感染管理者を配置
- ② 連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った宮崎県立延岡病院および延岡市医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加している。
- ③ 新興感染症の発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことをホームページで公開している。

2. 感染対策の実効性を高めるため「連携強化加算」が新設

（患者様お一人につき月1回3点）【令和4年7月1日より算定】

感染対策向上加算1の届出を行っている宮崎県立延岡病院に対し、定期的に（年4回）院内の感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告している。

令和6年6月1日現在

あたご整形外科